



熊本県公報

目次

告示					
道路の供用開始	(道路維持課)	一			
字の区域の変更	(市町村総室)	二			
"	"	二			
"	"	三			
"	"	六			
都市計画事業の認可	(都市計画課)	九			
平成十三年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項の一部改正	(環境保全課)	九			
海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正	(漁港課)	一〇			
海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定の廃止	(河川課)	一〇			
海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定	"	一一			
公 告					
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一四			
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	一四			
都市計画の案の縦覧	(都市計画課)	一四			
土地改良区役員の退任及び就職	(農村計画課)	一五			
土地改良区役員の退任	"	一六			
土地改良事業施行の同意	"	一六			
"	"	一六			
団体営土地改良事業に伴う工事の完了	"	一六			

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 一六

告 示

熊本県告示第七百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年九月二十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長(メートル)	備考
一般県道	満越城本線	天草郡大矢野町大字中神明 一九〇二番一地从先から 字西明神 二〇二四番 地先まで	五七・五	単道改
"	"	天草郡大矢野町大字中神明 二〇一九番地先から 同 字 二〇一〇番地先まで	三三・〇	"
"	"	天草郡大矢野町大字中神明 一九七二番一地从先から 同 字 同 番 地先まで	二〇・〇	"

一般県道	満越 城本線	天草郡大矢野町大字中字南高田 一四七九番三地先から 同所同字 一四八一番五地先まで	四〇・五	単道改
------	-----------	--	------	-----

一 供用開始する期日 平成十三年九月二十八日

熊本県告示第七百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨天水町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
部田見	寺原	1043の32、1043の33、1043の42、1043の43	部田見	迫
部田見	迫	1118の11、1118の12	部田見	寺原

熊本県告示第七百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第二号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨植木町長から届出があった。

右の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
有泉	前畑	1037の2、1038、1039	小野	無田
小野	藤巻	168の1の一部、169の2の一部並びに174の地先の道路である国有地の一部	小野	無田

有泉	前畑	1045、1046、1047の1、1047の2、1048、1049	小野	藤巻
小野	無田	162 163の一部、166の一部、167の一部、164 165 部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部並びに字藤巻169の2に隣接する水路である国有地の全部	小野	藤巻
小野	大熊	262の一部、263の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	小野	藤巻
小野	藤巻	229の一部、230の一部、236の一部、237の一部、239の一部、241の一部、244の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	小野	大熊
有泉	五反田	1645の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	小野	大熊
石川	後原	6の一部、7、8	小野	大熊
石川	佛迫	703の1の一部、703の2の一部、704、705の1の一部、705の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	小野	大熊
小野	無田	156の1の一部、157の一部、159 162 から161までの各一部、163の一部、164 165 166の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部	小野	深町
小野	藤巻	183の2の一部、184の一部、189の一部、189の1の一部、189の2の一部、190の一部、190の1の一部、190の2、204の一部及びこれらの区	小野	深町

		域に介在する水路である国有地の全部		
小 野 大 熊		263の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	小 野 深 町	
石 川 後 原		1、2、2の1、2の2、6の一部	小 野 深 町	
小 野 大 熊		247から249までの各一部、250の1の一部、250の2の一部、251の一部、252の一部、255から257までの各一部、259から261までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	石 川 佛 迫	
石 川 平 ノ 上		635の一部、657、658、659の一部、660の一部	石 川 佛 迫	
小 野 大 熊		249の一部、250の1の一部、250の2の一部、251の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	有 泉 五 反 田	
石 川 平 ノ 上		549、550、553から559まで、598から601まで、659の一部、660の一部、661、662及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	有 泉 五 反 田	
石 川 佛 迫		663から669まで、670の一部、678の一部、679から682まで、683の一部、684の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉 五 反 田	
有 泉 前 田		1314、1315、1316の1の一部、1316の2の一部、1324の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	有 泉 五 反 田	
有 泉 向 田		1569から1571までの各一部、1588から1591までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	有 泉 壺 町 田	

有 泉 壺 町 田		1357の1の一部、1357の6の一部	有 泉 向 田
有 泉 五 反 田		1596の1、1596の2に隣接する道路である国有地の全部並びに字前田1324に隣接する道路、水路である国有地の全部	有 泉 向 田
古 閑 鳥 尾		168から170まで	有 泉 向 田

熊本県知事兼平井五十五郎

土地改良法（昭和十四年法律第五十九号）第三十一条第一項第三号に掲げる区画整理事業の課税に付、地目改正法（昭和十一年法律第六十七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおりその区域を整理する道標木町界から区画があった。

その区画に係るその区域の数は、前該事業に係る標地処分の公報があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年九月十八日

熊本県知事 兼 平 井 五 十 五 郎

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
亀 甲	夏 目	1432の一部	平 井	井ノ平
平 井	井ノ平	14の1の一部、14の2の一部、15、16の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	亀 甲	夏 目
亀 甲	新 開	1408の2、1417の2に隣接する水路である国有地の一部	亀 甲	夏 目
亀 甲	松 の 本	1405の1の一部、1405の2、1405の3、1406の1から1406の4まで、1406の5の一部、1406の7の一部	亀 甲	夏 目
亀 甲	塚 田	1405の1、1406の7に隣接する水路である国有地の一部	亀 甲	夏 目
亀 甲	夏 目	1408の1の一部、1408の2の一部、1409の1の一部	亀 甲	新 開

亀 甲	夏 目	1408の1の一部、1408の2の一部、1408の3、1409の1の一部、1409の2、1410の2の一部、1410の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	亀 甲	塚 田
亀 甲	松 の 本	1376の一部、1377、1378の1、1378の2の一部、1395の一部、1396の一部、1405の1の一部、1406の5の一部、1406の6、1406の7の一部、1407の1から1407の4まで	亀 甲	塚 田
亀 甲	東 田	1520の3の一部、1521の3の一部、1521の4の一部、1525の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部	亀 甲	塚 田
亀 甲	塚 田	1609の2の一部	亀 甲	東 田
亀 甲	塚 田	1654の1の一部、1654の2、1655の1の一部、1655の2、1659の1の一部、1660の一部、1666の1の一部、1666の2、1666の3、1667の1の一部、1667の3の一部、1667の6、1667の7、1668、1669の1の一部、1669の2の一部、1669の4の一部、1669の5、1689の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに1378の2、1379の2、1395に隣接する水路である国有地の一部	亀 甲	松 の 本
亀 甲	小 包	1363の2の一部、1363の3の一部、1364の1の一部、1364の2、1364の3、1365の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	亀 甲	松 の 本

亀 甲	薄 井 川	1363の3、1364の3に隣接する水路である国有地の一部	亀 甲	松 の 本
古 閑	穴 田 平	561の一部、563の一部、564から567まで、568の一部、569の一部、579から581までの各一部、582から587まで、599及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	亀 甲	塚 田
亀 甲	松 の 本	1367の一部、1368の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	亀 甲	小 包
亀 甲	小 包	1333の1の一部、1334の1の一部、1334の4の一部、1352の1の一部、1352の2、1352の3の一部、1353から1355まで、1356の2の一部、1360の2、1360の3の一部、1361の2、1361の3の一部、1362の2の一部、1363の1、1363の3の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	有 泉	塚 ノ 本
亀 甲	小 包	1318の一部、1319の1の一部、1319の2、1320の1の一部、1320の2の一部、1322の2の一部、1322の3の一部、1333の1の一部、1333の2の一部、1334の1の一部、1334の4の一部、1352の1の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	有 泉	天 平
亀 甲	小 包	1317の1の一部、1317の4、1318の一部、1319の1の一部、1322の2、1323の一部、1324の2	亀 甲	薄 井 川

龜 甲	薄井川	1699の4の一部、1699の5の一部、1767の一部、1768の2の一部、1770の一部、1771の1の一部、1771の2、1771の3、1772の2の一部、1773の1の一部、1773の2の一部、1774の1から1774の3まで、1775、1776、1777の一部、1778の1の一部、1778の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに1317の1、1317の2、1363の3に隣接する水路である国有地の一部	龜 甲	小包
龜 甲	塚田	1669の1の一部、1669の3の一部、1669の4の一部、1679の1の一部、1680の1の一部、1680の2の一部、1681の一部、1682から1685まで、1686から1688までの各一部、1689の1、1689の2、1689の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	塚ノ本
古 閑	穴田平	549の一部、550、551、552の一部、557の一部、558から560まで、561の一部、562、563の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	塚ノ本
有 泉	高 熊	137の一部、142の1の一部、142の2の一部、143の一部、144の一部、145、146の一部、153の一部、156の一部、157から162まで、163の1の一部、163の2の一部、164の一部、166の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに167に隣接する道路である国有地の一部	有 泉	塚ノ本

龜 甲	薄井川	1690の1、1690の2、1691から1695まで、1696の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	有 泉	塚ノ本
龜 甲	薄井川	1696の一部、1697、1698、1699の1から1699の3まで、1699の4の一部、1699の5の一部、1700から1703まで、1704の一部、1705の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	有 泉	天 平
有 泉	天 平	206の1の一部、206の2の一部、221から227までの各一部、229の一部、230から235まで、236の1から236の3まで、237及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	龜 甲	薄井川
有 泉	林 原	254から256まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地 の全部並びに1720、1727、1728に隣接する道路である国有地の全部	龜 甲	薄井川
有 泉	北 原	290の一部、291の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	龜 甲	薄井川
有 泉	北 原	290の一部、291の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	有 泉	大 平
有 泉	高 熊	146の一部、147から151までの各一部、152、153の一部、154、155、156の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	有 泉	天 平
有 泉	保多田	70の一部、71の一部、75の一部、76の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	高 熊
有 泉	松ノ本	98の一部	有 泉	保多田

有 泉	杉ノ本	86の一部、87の一部、90の一部、91、92の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	松ノ本
有 泉	杉ノ本	87の一部、89の一部、90の一部、92の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	高 熊
有 泉	松ノ本	120の一部、121の一部、123の一部、124、125、126の一部	有 泉	杉ノ本
有 泉	松ノ本	126の一部、127の一部	古 閑	迎 平
有 泉	塚ノ本	167の一部	有 泉	高 熊
有 泉	松ノ本	98の一部、99の一部、100の一部、101から119まで、120の一部、121の一部、122、123の一部、126の一部、127の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	有 泉	高 熊
有 泉	高 熊	128の一部、130の一部、165の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	古 閑	高 熊
有 泉	松ノ本	127の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	古 閑	高 熊
有 泉	高 熊	165の一部、166の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	古 閑	穴 田 平
古 閑	穴 田 平	549の一部	有 泉	高 熊
古 閑	穴 田 平	523の一部、525の一部、526の一部、544から546までの各一部	古 閑	高 熊
古 閑	迎 平	463に隣接する道路である国有地の全部	古 閑	高 熊
古 閑	高 熊	475から477までの各一部、488の一部、496から498までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	古 閑	迎 平

古 閑	八 尺 棒	498の一部に隣接する道路である国有地の全部	古 閑	迎 平
古 閑	高 熊	498から500までの各一部	古 閑	八 尺 棒
古 閑	高 熊	499から501までの各一部、503の一部	古 閑	天 神 平
古 閑	天 神 平	647の一部、648の一部、651から653までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに503に隣接する道路である国有地の一部	古 閑	高 熊

熊本県国土審判部

土地収用法（昭和三十四年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号に規定する区域整理事業の実施に当たり、地方収用法（昭和三十二年法律第六十号）第二十一条第三号一項の規定により、次のとおりその区域を収用する旨熊本県庁から届出があった。

右の届出に係るその区域の収用は、当該事業に係る用地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年九月十八日

熊本県収用 票 付 書

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
亀 甲	西 池 上	2060、2063	亀 甲	東 池 上
亀 甲	上ノ原	1944の1	大 井	迎 田
大 井	屋 敷	508の1の一部、509の1、509の2の一部、510の1の一部、510の2の一部、511から514までの各一部、515の1の一部、515の2、516の1の一部、516の2の一部、517から519までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに95、96、146の1、に隣接する水路である国有地の一部	大 井	迎 田
大 井	西 田	95に隣接する道路である国有地の全部	大 井	迎 田

大 井 木 笠	1	大 井 西 田
大 井 迎 田	94から96までの各一部、及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	大 井 西 田
大 井 屋 敷	518の一部、519の一部、520から523まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部	大 井 西 田
亀 甲 木 笠	2149の1から2149の3まで	大 井 西 田
大 井 迎 田	141の4、142の2、143の2、144の2、145の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに146の2に隣接する道路である国有地の全部	大 井 岡 口
大 井 腰 當	186から188までの各一部、196の一部、201の1の一部、201の2の一部、202、203、204の1から204の3まで、205の1から205の5まで、206、207、208の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに156の3に隣接する道路、水路である国有地の全部	大 井 岡 口
大 井 井ノ迫	242の一部、243の一部、247から249までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに1779、1781、1782の1に隣接する水路である国有地の一部	大 井 岡 口
亀 甲 土 林	1779から1781までの各一部、1782の1、1782の2、1783から1786まで、1787の1、1787の2、1788の1から1788の4まで、1789の1、1789の2、1790の1、1790の2、1791の1から17911792の3まで、1793、1795の1、1794	大 井 岡 口

		95の2、1796及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部		
岩 野 薄井川		2618の1の一部、2618の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	大 井 岡 口	
大 井 迎 田		146の2に隣接している道路である国有地の全部	大 井 腰 當	
大 井 岡 口		147の1の一部、147の2の一部、148の1の一部、148の2、148の3、149の1から149の3までの各一部	大 井 腰 當	
大 井 井ノ迫		301の一部、325から335まで、336の一部、337の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	大 井 腰 當	
大 井 東 原		338の一部、338の1、339、340、352から354まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	大 井 腰 當	
大 井 屋 敷		505の2、506の2、506の3、507、508の2に隣接する道路である国有地の全部	大 井 腰 當	
大 井 腰 當		186の一部、188から190までの各一部、191、192、193の一部、195の一部、236の一部、237、238の一部、239の一部	大 井 井ノ迫	
大 井 東 原		338の一部	大 井 井ノ迫	
岩 野 薄井川		2621の一部、2624、及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに252、2628に隣接する水路である国有地の一部	大 井 井ノ迫	

岩 野 中 楚 利	2 6 2 5、2 6 2 6の一部、2 6 2 7、2 6 2 8の一部、2 6 2 9の一部、2 6 3 0の一部、2 6 4 0の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに2 6 2 6、2 6 3 9に隣接する道路である国有地の全部	大 井 井 ノ 迫
亀 甲 土 林	1 7 7 9から1 7 8 1までの各一部	大 井 井 ノ 迫
大 井 迎 田	1 4 6の1の一部、1 4 6の2の一部	大 井 屋 敷
大 井 井 ノ 迫	2 5 1の一部、2 5 2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	岩 野 薄 井 川
亀 甲 土 林	1 7 7 9の一部	岩 野 薄 井 川
亀 甲 薄 井 川	1 7 3 7の1、1 7 3 7の2、1 7 3 8の1、1 7 3 9から1 7 4 2まで、1 7 4 3の1、1 7 4 3の2、1 7 4 4及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	岩 野 薄 井 川
有 泉 石 佛	4 5 2の一部、4 5 3、又4 5 4、4 5 4の1、4 5 4の2、4 5 5の一部、4 5 6、4 5 7、4 5 8の1、4 5 8の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	岩 野 薄 井 川
岩 野 中 楚 利	2 6 2 8の一部、2 6 3 0の一部、2 6 3 1、2 6 3 2、2 6 3 3の一部、2 6 3 4の一部、2 6 4 3から2 6 4 5までの各一部、2 6 6 1から2 6 6 4までの各一部、2 6 6 5の1の一部、2 6 6 5の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	岩 野 薄 井 川
岩 野 永 田	2 6 9 0の1の一部、2 6 9 0の2の一部、2 8 3 9の1の一部、2 8 3 9の2の一部、2 8 4 0の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	岩 野 薄 井 川

岩 野 吉 原	2 5 0 8の一部、2 5 1 0の一部、2 5 1 2 5 1 3 1、2 5 1 2の一部、2 5 1 4の一部、2 5 1 7 2 5 1 5 2 5 1 6の一部、2 5 2 0の一部、2 5 2 1の1の一部、2 5 2 1の2の一部、2 5 2 2から2 5 2 4まで、2 5 2 5の1の一部、2 5 2 5の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	岩 野 薄 井 川
岩 野 永 田	2 6 6 7の2の一部、2 6 9 0の1の一部、2 6 9 0の2の一部	岩 野 中 楚 利
有 泉 中 尾	5 7 0の一部、5 7 1の一部	岩 野 吉 原
岩 野 永 野 前	2 2 3 3 2 2 3 4の一部	岩 野 吉 原
岩 野 薄 井 川	2 5 4 0 2 5 3 9の一部、2 5 4 1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	岩 野 吉 原
岩 野 永 田	2 8 3 1から2 8 3 4までの各一部、2 8 4 0の1の一部、2 8 4 0の2の一部、2 8 4 1、2 8 4 2の一部、2 8 4 3の1の一部、2 8 4 3の2から2 8 4 3の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	岩 野 吉 原
岩 野 永 田 平	2 8 4 4 2 8 4 5の1の一部、2 8 4 4 2 8 4 5の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	岩 野 吉 原
有 泉 中 尾	5 7 1の一部	岩 野 八 久 保
岩 野 吉 原	2 4 7 4の一部及び2 4 7 3に隣接する道路である国有地の全部	岩 野 八 久 保

市野吉原	2501の1の一部、2501の2、2502の1の一部、2502の2、2504の1の一部、2504の2の一部、2525の1の一部、2525の2の一部	市野永田	
市野永田平	2844の1の一部、2844の3、2845の1の一部、2845の3、2846の1、2846の2、2847、2848の1、2848の2、2849から2852まで、2853の1、2853の2、2854の1、2854の2、2855の1、2855の2、2856、2858から2860まで、2862及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	市野永田	
市野永田	2752の1、2753の1、2754から2758まで、2759の1、2760の2、2761の1、2763、2764、2773から2778まで、2780、2780の1、2780の2、2783から2787まで、2788の1、2788の2、2789の1、2789の2、2790から2794まで、2795の1、2796、2797、2798の1、2799の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	市野瀬尾	
市野永田平	2922の一部、2923及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	市野瀬尾	
市野黒尾	2994の一部、2995の一部、3003の一部、3004の一部、3005の1から3005の4まで、3006、3007の1から3007の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	市野甲田	

市野谷ノ前	3008の1から3008の3まで、3009の1、3009の2、3010、3011の1から3011の3まで、3012から3015まで、3026、3028、3029、3031、3033から3037、3030、3032、 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	市野早田	
市野立野	3377、3378	市野石神	
市野藤原	3458の1の一部、3458の2、3459の2	市野石神	

熊本県告示第七百五十七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十三年九月二十八日
 熊本県知事 潮谷 義子

一 施行者の名称 熊本市
 二 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画公園事業
 五・六・一号 熊本城公園
 三 事業施行期間 平成十三年九月二十八日から平成十七年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分 なし
 使用の部分 熊本県熊本市本丸地内

熊本県告示第七百五十八号
 平成十三年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項の一部を改正する要項を次のように定める。
 平成十三年九月二十八日
 熊本県知事 潮谷 義子
 平成十三年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項の一部を改正する要項

平成十三年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あつせん要項(平成十三年熊本県告示第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「熊本県労働金庫」を「九州労働金庫」に改める。

附 則

この要項は、平成十三年十月一日から施行する。

熊本県告示第七百五十九号

昭和三十二年五月三十日熊本県告示第三百二十四号(海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改め、告示の日から適用する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

農林水産省水産庁所管の表八代海松合漁港の項を次のように改める。

八代海	松合漁港	松合地
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一
一二	一二	一二
一三	一三	一三
一四	一四	一四

一〇号点 宇土郡不知火町大字松合字田尾一九九五番一地先に設置された標柱

一四号点 宇土郡不知火町大字松合字虎御前二九六三番一地先に設置された標柱

一五号点 一四号点から三三三度七五メートルの地点

一六号点 一五号点から二八〇度三〇分一〇九メートルの地点

一七号点 一六号点から〇度一五メートルの地点

一八号点 一七号点から九五度一三〇メートルの地点

一九号点 宇土郡不知火町大字松合字山洲三三一番地先に設置された標柱

一〇号点 一九号点から一五四度七六メートルの地点

一一点 一〇号点から二四八度八一四メートルの地点

一二号点 一一点から二二五度一八六メートルの地点

一三号点 一二号点から二二五度一八六メートルの地点

一四号点 一三号点から二二五度一八六メートルの地点

一五号点 一四号点から二二五度一八六メートルの地点

一六号点 一五号点から二二五度一八六メートルの地点

一七号点 一六号点から二二五度一八六メートルの地点

一八号点 一七号点から二二五度一八六メートルの地点

一九号点 一八号点から二二五度一八六メートルの地点

二〇号点 一九号点から二二五度一八六メートルの地点

二一点 一九号点から二二五度一八六メートルの地点

二二点 宇土郡不知火町大字松合字六地藏一九九八番一地先に設置された標柱

二三号点 二二点から一八〇度八〇メートルの地点

二四号点 二三号点から二四三度二一九メートルの地点

二五号点 二四号点から二四三度二一九メートルの地点

二六号点 二五号点から二四三度二一九メートルの地点

二七号点 二六号点から二四三度二一九メートルの地点

二八号点 二七号点から二四三度二一九メートルの地点

二九号点 二八号点から二四三度二一九メートルの地点

三〇号点 二九号点から二四三度二一九メートルの地点

三一点 三〇号点から二四三度二一九メートルの地点

三二点 三一点から二四三度二一九メートルの地点

三三号点 三二点から二四三度二一九メートルの地点

三四号点 三三号点から二四三度二一九メートルの地点

三五号点 三四号点から二四三度二一九メートルの地点

三六号点 三五号点から二四三度二一九メートルの地点

三七号点 三六号点から二四三度二一九メートルの地点

三八号点 三七号点から二四三度二一九メートルの地点

三九号点 三八号点から二四三度二一九メートルの地点

熊本県告示第七百六十号

昭和三十二年五月三十日熊本県告示第三百二十四号(海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定)のうち、八代海永尾海岸の項は削る。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第七百六十一号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、左記区域を海岸保全区域に指定する。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県宇城地域振興局にて縦覧に供する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

沿岸名	海岸名	事項	説明
八代海	永尾	区域の位置	起点 宇土郡不知火町字二本松一・三五地先 終点 宇土郡不知火町字山洲三三〇地先 延長 二、七〇九・五メートル
		起点の位置	不知火町大字長崎字柴尾三等三角点（柴尾山）から一五〇度三〇分二九秒 二、六六八・九〇四メートルの点
点一号			点一号における後視三角点柴尾山三五五度二〇分三〇秒 五四・六八四メートルの点
点二号			点二号における点一号との内角一〇九度四〇分一〇秒 一〇八・一一三メートルの点
点三号			点三号における点二号との内角一八一度一二分〇秒 八四・〇二八メートルの点
点四号			点四号における点三号との内角二二八度四四分一〇秒 一一三・八三五メートルの点
点五号			点五号における点四号との内角一六七度二二分五〇秒 五三・八七八メートルの点
点六号			点六号における点五号との内角一四四度二一分四〇秒 一七八・六三五メートルの点
点七号			点七号における点六号との内角一九〇度六分一〇秒 二七五・四三六メートルの点
点八号			点八号における点七号との内角一七七度
点九号			点九号における点八号との内角一七七度

点十号			三分三〇秒 三二・二八四メートルの点
点十一号			点九号における点八号との内角二一〇度二二分三〇秒 一五二・二一八メートルの点
点十二号			点十号における点九号との内角一七八度三四分一〇秒 七一・一四四メートルの点
点十三号			点十一号における点十号との内角一六九度五三分四〇秒 四二・七〇〇メートルの点
点十四号			点十二号における点十一号との内角一七一度五七分四〇秒 一九七・〇六九メートルの点
点十五号			点十三号における点十二号との内角一五九度五五分一〇秒 五〇・四三六メートルの点
点十六号			点十四号における点十三号との内角一五四度五三分五〇秒 四五・六四二メートルの点
点十七号			点十五号における点十四号との内角一七三度二〇分四〇秒 九〇・一七五メートルの点
点十八号			点十六号における点十五号との内角二二六度一〇分四〇秒 三三・五九八メートルの点
点十九号			点十七号における点十六号との内角二〇二度二四分〇秒 五三・四九二メートルの点
点二十号			点十八号における点十七号との内角一七一度五五分三〇秒 七八・一八七メートルの点
			点十九号における点十八号との内角一八九度一五分三〇秒 一一・六七三メートルの点

点三十一号	点二十号における点十九号との内角一四七度一三分四〇秒 四二・八五四メートルの点
点三十二号	点三十一号における点二十号との内角一五二度二五分四〇秒 一三・四三二メートルの点
点二十三号	点二十二号における点二十一号との内角一九四度一八分一〇秒 二〇・二八〇メートルの点
点二十四号	点二十三号における点二十二号との内角一八七度五三分〇秒 二六・二六〇メートルの点
点二十五号	点二十四号における点二十三号との内角一四九度四一分〇秒 五八・一八五メートルの点
点二十六号	点二十五号における点二十四号との内角二二〇度一六分五〇秒 四三・九四九メートルの点
点二十七号	点二十六号における点二十五号との内角一九三度三八分〇秒 二七・四七三メートルの点
点二十八号	点二十七号における点二十六号との内角二〇六度三九分二〇秒 五三・〇四四メートルの点
点二十九号	点二十八号における点二十七号との内角一三九度五一分三〇秒 一五・九七八メートルの点
点三十号	点二十九号における点二十八号との内角二二六度一〇分四〇秒 一〇・七八八メートルの点
点三十一号	点三十号における点二十九号との内角二二三度一九分三〇秒 二六・四五六メートルの点
点三十二号	点三十一号における点三十号との内角一
点三十三号	〇七度三八分五〇秒 一八・二三四メートルの点
点三十四号	点三十三号における点三十二号との内角一六四度二五分二〇秒 四・九四一メートルの点
点三十五号	点三十四号における点三十三号との内角一五二度四七分三〇秒 八・八五九メートルの点
点三十六号	点三十五号における点三十四号との内角一六一度三〇分五〇秒 三七・五九一メートルの点
点三十七号	点三十六号における点三十五号との内角一六三度〇分三〇秒 五七・九〇八メートルの点
点三十八号	点三十七号における点三十六号との内角一六八度四分三〇秒 三七・九六九メートルの点
点三十九号	点三十八号における点三十七号との内角一六三度三七分二〇秒 三三・八五八メートルの点
点四十号	点三十九号における点三十八号との内角一八八度五四分二〇秒 二六・三三七メートルの点
点四十一号	点四十号における点三十九号との内角一四六度四三分五〇秒 一八・九〇五メートルの点
点四十二号	点四十一号における点四十号との内角一九七度八分五〇秒 九九・三九三メートルの点
点四十三号	点四十二号における点四十一号との内角一三六度二三分五〇秒 九三・七四九メ

点四十四号	点四十三号における点四十二号との内角 一トルの点 二二三度五二分三〇秒 七七・〇九六メ
点四十五号	点四十四号における点四十三号との内角 二二七度七分一〇秒 三六・五四七メ トルの点
点四十六号	点四十五号における点四十四号との内角 一九八度五八分〇秒 五〇・九三一メ トルの点
点四十七号	点四十六号における点四十五号との内角 一七〇度八分四〇秒 三六・七四五メ トルの点
点四十八号	点四十七号における点四十六号との内角 一九〇度一六分三〇秒 一四・一四六メ トルの点
点四十九号	点四十八号における点四十七号との内角 八二度五分二〇秒 二八・五五一メ トルの点
イ点	点一号における点二号との内角一八〇度〇分三 六秒 五一・四一六メートルの点
ロ点	イ点における点一号との内角六〇度九分三〇秒 二五七・二一五メートルの点
ハ点	ロ点におけるイ点との内角一四七度一九分〇秒 一六六・六八〇メートルの点
ニ点	ハ点におけるロ点との内角二二三度五五分〇秒 一五四・四三三メートルの点
ホ点	ニ点におけるハ点との内角一六六度二六分二〇 秒 四〇七・五〇三メートルの点
ヘ点	ホ点におけるニ点との内角一四三度五一分三〇 秒 一四七・〇八二メートルの点
ト点	ヘ点におけるホ点との内角二〇六度四〇分四〇 秒 二六一・三五九メートルの点
チ点	ト点におけるヘ点との内角二三七度五八分三〇

陸域幅境界	線 点二号から点四十九号までの各点を順次直線で結んだ
水域幅境界	イ点からソ点までの各点を順次直線で結んだ線
陸域幅	〇メートル、六〇メートル
水域幅	二五メートル、五〇メートル
保全区域	陸域幅境界線と水域幅境界線とはさまれた区域
区域幅	総幅七八メートル
区域面積	水域面積 一〇七、五六八・二七平方メートル 陸域面積 五六、五一九・九四平方メートル
リ点	秒 一三五・七五二メートルの点
又点	リ点におけるト点との内角二二三度四九分四〇 秒 二一一・一一四メートルの点
ル点	〇秒 二二九・五二五メートルの点 又点におけるリ点との内角二二〇度二二分二〇 秒 一四六・八〇五メートルの点
ヲ点	ル点における又点との内角一六〇度四三分一〇 秒 七四・七一五メートルの点
ワ点	ヲ点におけるル点との内角二三九度三六分〇秒 一三七・六六九メートルの点
カ点	ワ点におけるヲ点との内角一九八度一五分二〇 秒 一〇七・五二八メートルの点
ヨ点	カ点におけるワ点との内角二二九度三〇分三〇 秒 七四・五〇〇メートルの点
タ点	ヨ点におけるカ点との内角一六六度四分二〇秒 一四二・二六三メートルの点
レ点	タ点におけるヨ点との内角一四二度四六分五〇 秒 八二・七五三メートルの点
ソ点	レ点におけるタ点との内角二二九度二九分五〇 秒 三七・三二二メートルの点

公 告

熊本県公告第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 都市計画の種類

植木都市計画（ごみ処理場山鹿本広域行政事務組合リサイクルプラザ）

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

さんくす小国店

阿蘇郡小国町大字宮原二三〇八

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置の変更

変更前 建物正面右側

変更後 建物入口付近

三 変更する年月日

平成十三年九月十二日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスヤ 代表取締役 中村勝喜

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇一七三・四

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二八四平方メートル

3 駐車場の収容台数

七四台

4 駐輪場の収容台数

一八台

5 荷さばき施設の面積

三九平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

一一立方メートル

7 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻午前九時三十分 閉店時刻午後八時（ただし、年間十日午後十時）

8 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時三十分まで（ただし、年間十日午後十時）

9 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

10 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時三十分から午後七時まで

五 届出年月日

平成十三年九月十日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室

平成十三年九月二十八日から平成十四年一月二十七日まで

熊本県公告第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 都市計画の種類
熊本都市計画下水道熊本北部流域下水道
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市山室二丁目、三丁目及び高平三丁目の各一部
- 三 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課 熊本県熊本北部流域下水道事務所及び熊本市都市整備局計
- 四 縦覧期間
画部都市計画課
平成十三年九月二十八日から平成十三年十月十二日まで

熊本県公告第六百六十八号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があつた。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

退任	役職名	氏名	住 所
理事	尾崎 正光	尾崎 正光	人吉市上原田町一五三七番地
"	中村 一穂	中村 一穂	球磨郡錦町大字木上東五九九番地の一
"	中村 隼人	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北一五八五番地
"	東 日出邦	東 日出邦	球磨郡多良木町大字多良木一六三番地の一
"	椎 葉 鉄 己	椎 葉 鉄 己	球磨郡多良木町大字黒肥地三二五九番地の九
"	桑 原 毅 紀	桑 原 毅 紀	球磨郡須恵村六番地
"	北 川 一 之	北 川 一 之	球磨郡須恵村二九五六番地
"	田 原 修 太	田 原 修 太	球磨郡深田村北一〇八六番地
"	吉 松 一 郎	吉 松 一 郎	球磨郡深田村西二二三三番地
"	赤 坂 英 二	赤 坂 英 二	球磨郡相良村大字川辺二一〇番地九
"	稲 留 貢	稲 留 貢	球磨郡山江村大字山田乙九三九番地
"	久 保 山 紳 生	久 保 山 紳 生	球磨郡山江村大字山田丙九五二番地
"	上 村 司	上 村 司	球磨郡山江村大字山田丙五一〇番地
"	淵 上 憲 男	淵 上 憲 男	人吉市麓町一六番地
"	園 耕 輔	園 耕 輔	球磨郡錦町大字一武一五八七番地
"	那 須 孝 人	那 須 孝 人	球磨郡多良木町大字多良木一六四八番地

就任	役職名	氏名	住 所
理事	橋口 一臣	橋口 一臣	球磨郡須恵村一三三番地
"	宮崎 司郎	宮崎 司郎	球磨郡深田村西九六七番地の二
"	高岡 隆盛	高岡 隆盛	球磨郡相良村大字深水二五〇〇番地の一
監事	久保田 昇	久保田 昇	球磨郡山江村大字山田甲一三五六番地の一
"	三 川 時 則	三 川 時 則	球磨郡山江村大字山田丁九八九番地
"	田 原 茂 久	田 原 茂 久	球磨郡須恵村七〇四七番地
"	桑 原 十 郎	桑 原 十 郎	球磨郡錦町大字木上東一七五番地の二

就任	役職名	氏名	住 所
理事	尾崎 正光	尾崎 正光	人吉市上原田町一五三七番地
"	中村 一穂	中村 一穂	球磨郡錦町大字木上東五九九番地の一
"	中村 隼人	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北一五八五番地
"	東 日出邦	東 日出邦	球磨郡多良木町大字多良木一六三番地の一
"	椎 葉 鉄 己	椎 葉 鉄 己	球磨郡多良木町大字黒肥地三二五九番地の九
"	桑 原 毅 紀	桑 原 毅 紀	球磨郡須恵村六番地
"	北 川 一 之	北 川 一 之	球磨郡須恵村二九五六番地
"	田 原 修 太	田 原 修 太	球磨郡深田村北一〇八六番地
"	吉 松 一 郎	吉 松 一 郎	球磨郡深田村西二二三三番地
"	赤 坂 英 二	赤 坂 英 二	球磨郡相良村大字川辺二一〇番地九
"	稲 留 貢	稲 留 貢	球磨郡山江村大字山田乙九三九番地
"	久 保 山 紳 生	久 保 山 紳 生	球磨郡山江村大字山田丙九五二番地
"	上 村 司	上 村 司	球磨郡山江村大字山田丙五一〇番地
"	淵 上 憲 男	淵 上 憲 男	人吉市下青井町五八番地の二
"	園 耕 輔	園 耕 輔	球磨郡錦町大字西九九七番地の六
"	那 須 孝 人	那 須 孝 人	球磨郡多良木町大字久米四三三番地
"	橋 口 一 臣	橋 口 一 臣	球磨郡須恵村六八七三番地の一
"	宮 崎 司 郎	宮 崎 司 郎	球磨郡深田村東八四八番地
"	高 岡 隆 盛	高 岡 隆 盛	球磨郡相良村大字四浦西一五三番地
"	久 保 田 昇	久 保 田 昇	球磨郡山江村大字山田丁二五六番地
"	三 川 時 則	三 川 時 則	球磨郡山江村大字山田丁九八九番地
監事	田 原 茂 久	田 原 茂 久	球磨郡須恵村七〇四七番地
"	桑 原 十 郎	桑 原 十 郎	球磨郡錦町大字木上東一七五番地の二

熊本県公告第六百六十九号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

役職名	氏名	住 所
理事	塚本 静雄	八代郡鏡町大字野崎二四九番地

熊本県公告第六百七十号

長洲町長橋本孝明から平成十三年三月二十九日付けで協議の蓮の池地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により平成十三年九月二十日付けで同意した。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第六百七十一号

玉東町長前田移津行から平成十三年三月十四日付けで協議の原倉西地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により平成十三年九月二十日付けで同意した。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第六百七十二号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第二項の規定に基づき、この旨公告する。

平成十三年九月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

発行所 熊本県
平成十三年九月二十八日印刷
平成十三年九月二十八日発行

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	四浦（田代工区）	平成十二年十二月十一日	平成十三年三月二十日	相良村

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十八日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第四十二号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年熊本県人事委員会規則第十一号）の一部の次のように改正する。

別表一部事務組合の表中本渡市外三ヶ町斎場管理組合の項及び天草中央衛生施設一部事務組合の項を削り、別表広域連合の表中

天草広域連合 事務局 局長 課長

天草広域連合 事務局 局長

を

天草広域連合 事務局 局長 課長 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

印刷所 熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六一二八六一三三二番



古紙配合率100%